

## 財政援助団体等の監査報告書

### 第1 監査の概要

---

#### 1 監査の対象

日本体育大学・三種町推進協議会の平成28年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

平成28年度補助金 500,000円

平成29年度補助金 500,000円

#### 2 監査の実施日

平成30年4月25日（水）

#### 3 監査の方法

日本体育大学・三種町推進協議会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同協議会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳簿突合、事務局員への聞きとりをするなど監査を実施した。

### 第2 監査の結果

---

日本体育大学・三種町推進協議会の上記補助金に係る出納は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、次の事項については、改善措置を講ずることが望ましいものと認められる。

#### 1 会則の制定

当該協議会の会則が不存在であるため、補助金交付申請に添付された事業計画書の内容が当該協議会の設置目的と合致したものであるかどうかの検証が困難であり、さらに、監事も置かれていない状況下では、補助金の使途の健全性が確保されているとは認め難いため、会則を早急に制定し、適正な事務処理に努められたい。

#### 2 旅費執行基準の明確化

旅費の支出に公平性を欠いているため、補助対象経費であることを認識し、その執行基準を明確化すること。

3 帳簿等（様式）の適正化

当該協議会の事務局を三種町教育委員会事務局員が兼ねる場合は、団体事務であることを明確化する上からも、帳簿等（様式）の適正化を図ること。

4 補助金額算定の厳正化

補助金額は、個々の補助対象経費の厳正な積み上げにより算定することとし、決算において過度な繰越金が生じないように留意すること。

5 日本体育大学・三種町推進協議会のあり方の検討

より効果的に事業を推進するため、当該協議会は、事業を協議する場とし、その事業については、町事業として実施するなどの方法についても検討すること。